

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【公表番号】特表2007-523302(P2007-523302A)

【公表日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【年通号数】公開・登録公報2007-031

【出願番号】特願2006-553489(P2006-553489)

【国際特許分類】

F 16 C 35/067 (2006.01)

F 16 C 35/073 (2006.01)

【F I】

F 16 C 35/067

F 16 C 35/073

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月14日(2007.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

負荷を吸収する少なくとも一つの接続面(3A)と、回転子(6)を支持するように設計されたすべり軸受および/または転がり軸受(5)用のピボット軸受座(4)とを備えたハウジング(2)を持ち、前記回転子(6)を前記ハウジング(2)から取り外すために、前記すべり軸受および/または転がり軸受(5)を外側から撤去し、かつ前記軸受に対し直角方向に位置する側面(8)から前記回転子(6)を撤去することができ、かつ前記ピボット軸受座(4)が環状体を使用することなく前記ハウジングの壁に直接構成される開口(9)の形を取るように構成された回転子プロック(1)であって、前記ピボット軸受座(4)が、前記すべり軸受および/または転がり軸受(5)の周りの半円より大きい円弧を形成し、前記軸受(5)に対して一側面(8)に開いた部分を残し、こうして狭窄部(13)が形成されるように構成され、かつ取り付けられた状態の前記回転子(6)が前記側面(8)で前記ハウジング(2)から延出することを特徴とする回転子プロック。

【請求項2】

全周を閉鎖されない前記開口(9)が、前記回転子(6)の前記ハブ(7)の直径より大きい直径を有する狭窄部(13)を有することを特徴とする請求項1に記載の回転子プロック。

【請求項3】

前記すべり軸受および/または転がり軸受(5)が、全周を閉鎖されない前記開口(9)より小さく、かつ前記狭窄部(13)より大きいことを特徴とする請求項1または2に記載の回転子プロック。

【請求項4】

前記開口(9)は前記側面(8)が自由であるので、前記すべり軸受および/または転がり軸受(5)を横方向に取り外した後、前記回転子(6)を前記側面(8)から取り出すことができる特徴とする請求項1ないし3の一項に記載の回転子プロック。

【請求項5】

前記開口(9)が断面で見て鍵穴に似た形状を有することを特徴とする請求項1ないし

4の一項に記載の回転子ブロック。

【請求項6】

前記開口(9)が、前記すべり軸受および／または転がり軸受(5)を収容する円形上部領域(11)を有することを特徴とする請求項1ないし5の一項に記載の回転子ブロック。

【請求項7】

前記開口(9)が、前記側面(8)に対して開角を形成し前記狭窄部(13)で前記上部領域(11)と接合する下部領域(12)を有することを特徴とする請求項6に記載の回転子ブロック。

【請求項8】

前記開口(9)の前記円形上部領域(11)が、断面で見て円の四分の三を描くことを特徴とする請求項6または7に記載の回転子ブロック。

【請求項9】

前記側面(8)が下方を向いていることを特徴とする請求項1ないし8の一項に記載の回転子ブロック。

【請求項10】

前記接続面(3A)が頂部接続面であることを特徴とする請求項1ないし9の一項に記載の回転子ブロック。